

令和6年度版

船員保険通信

船員保険の事業についてご案内するものです。

船員の健康づくり宣言	P.1
船員保険の保養事業	P.2
健診・船員手帳健康証明書	P.3
特定保健指導	P.4
船員保険の給付金	P.5~6
退職後の医療保険の加入について ..	P.7
マイナ保険証	P.8
令和5年度の決算について	P.9
令和5年度の船員保険の事業について ..	P.10
オンライン禁煙プログラム	P.11



船員保険イメージキャラクター
かもめっせ



全国健康保険協会
船員保険

〒102-8016
東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング14階
TEL:03-6862-3060

船員の健康づくり宣言

船員の健康確保、**船員の健康づくり宣言**から始めてみませんか？

船員保険部では、「船員の健康づくり宣言」として、船員の健康づくりに取り組みたい船舶所有者の皆さまのサポートを行っています。令和5年度までに、245社の船舶所有者様にエントリーいただき、健康づくりへの関心は年々高まっています。

また、船員を目指す学生向けのアンケートでは、**半数以上**の学生が“船員の健康や働き方に配慮している”企業に就職したいと考えていることがわかりました。船員保険部は、国土交通省海事局と連携し、「船員の健康づくり宣言」を推進していますが、船員保険部と一緒に船員の「健康づくり」に取り組んでみませんか？

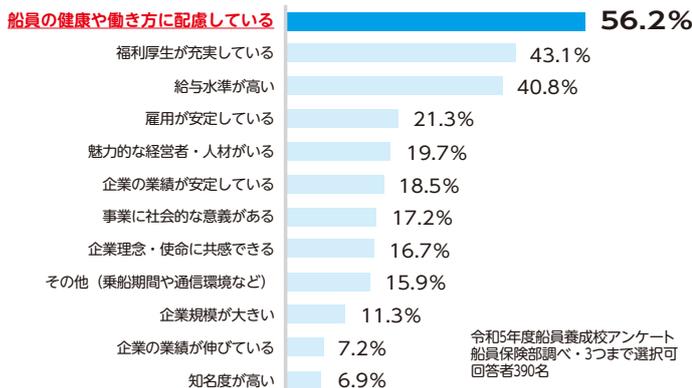


国土交通省 海谷前海事局長 (左) と全国健康保険協会 北川理事長 (右)

船員を目指す多くの学生に注目されています。エントリーはこちらから♪



Q. 将来どのような企業に就職したいですか。



健康づくりの進み具合によってコースを選択

貴社との面談を通して洗い出した健康課題をクリアしながら健康経営[※]優良法人も目指せる

アクティブコース

※「健康経営」は特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。

船員保険部からの情報提供を活用してできることからチャレンジする

シンプルコース

健康課題に合わせて活用できる支援メニュー ★はアクティブコース専用です

- 健康づくり専門職との面談★ 保健師・管理栄養士が健康度カルテ[※]をもとに健康課題の洗い出しと改善策を提案いたします。
- 産業医健康面談★ 健康に不安を感じている船員本人はもちろん、健康づくりの担当者もオンライン面談が可能です。
- 出前健康講座★ 自社の健康課題やご希望のテーマに合わせた健康講座を対面またはオンラインで開催します。
- 船員デンタルケアキット★ お口の中の状態をご自身で確認できるキットをご提供します。
- 電話健康相談 24時間365日専門スタッフによる健康に関するアドバイスを受けられます。
- オンライン禁煙プログラム スマホアプリを通じて、禁煙の専門家による継続的なサポートが受けられます。
- 健康づくり好事例集や健康情報誌等のご提供 健康づくりの取り組みの好事例や、季節の健康情報などを掲載した冊子等をお送りいたします。

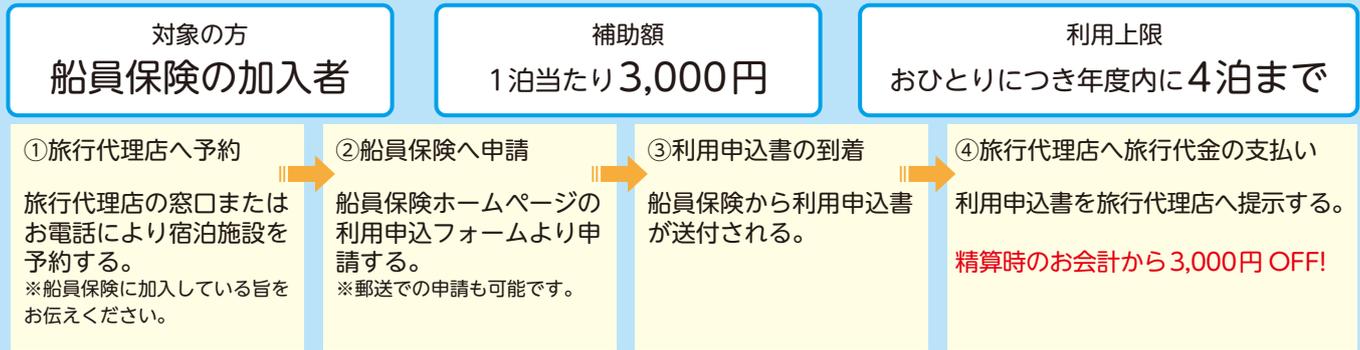
※健康度カルテ…全国健康保険協会船員保険部が保有する健診結果データ等を集計し、船舶所有者ごとにまとめた冊子

船員保険の保養事業

日頃の疲れをリフレッシュ！ 船員保険の保養事業のご案内

船員保険の加入者様は、旅行代理店の契約宿泊施設や全国11か所の船員保険保養所等
でのご宿泊時に、おひとり様一泊最大3,000円の補助が受けられます。心身のリフレッシュ、
疲労回復、静養、家族団らんの場などにぜひご利用ください。

●旅行代理店の契約宿泊施設を利用する場合 ※近畿日本ツーリスト、JTB、日本旅行の窓口またはお電話で お申し込みください



●船員保険保養所等を利用する場合



日帰り入浴をご利用いただける施設もございます。
保養所等の窓口で、保険証をご提示ください。
社員旅行の場合でも、補助を受けたい方全員分の保険証をご提示いただくと同様の補助が受けられます。
※ 団体での宿泊ご予約方法は別途、保養所等にお問い合わせください。



箱根嶺南荘(神奈川県足柄下郡箱根町)



詳しくは
こちら



鳴子やすらぎ荘(宮城県大崎市)



やいづマリンパレス(静岡県焼津市)



健診・船員手帳健康証明書



今年の健診は、**生活習慣病予防健診**を受けませんか



船員保険に加入している被保険者・被扶養者の方は、負担0円で充実した健診項目が受けられる**生活習慣病予防健診**がおすすめです！

ポイント①充実の検査項目 国が推奨する5つのがん検診（胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がん）を受けられます！

ポイント②費用が無料！ 船員保険部から健診費用の補助があるため、年度内に1度限り**無料***で健診を受けられます。
※総合健診の場合は負担上限額が4,936円です。

ポイント③船員手帳の健康証明も受けられる！* ※別途証明費用がかかります。また、一部例外の健診機関があります。

【対象年齢】

被保険者→35～74歳の方 被扶養者*→40～74歳の方

※被扶養者の方は、生活習慣病予防健診または特定健診のいずれかを受診できます。

【検査項目（一般健診の場合）】

船員手帳健診の検査項目 + 尿（潜血）・胃部レントゲン・詳細な血液検査
さらに、乳がん・子宮頸がん検診も無料で追加できます。

【受診券再発行等のお問い合わせ】

一般財団法人船員保険会



生活習慣病予防健診以外の健診を受けられる方は
船員手帳健康証明書をご提供ください！



船員の皆さまの健康づくりをサポートするため、船員手帳健康証明書のご提供をお願いしています。
船員保険法により、船員保険部から健診結果の提供を求められた船舶所有者は、当該記録の写しを提供しなければならないとされています。

<対象>

40～74歳で生活習慣病予防健診を受けていない方

<提供箇所>

令和6年度の健診の結果等が記載されている、船員手帳の①～④の写しをご提供ください。

<ご提供いただくこと>

- ①保健師などの専門職による生活習慣改善のための健康アドバイス（特定保健指導）が実施可能！
- ②被保険者さまの健診結果に応じたオーダーメイドの健康情報を提供！
- ③健康情報満載の「船員保険健康アプリ」が利用可能！

1 第三表（氏名と生年月日が必要です）

項目	内容
氏名	姓 名
性別	性 別
生年月日	生 年 月 日

2 第十四表

健 康 証 明 書 (Title: Medical Certificate)		船員保険部 (Ship Insurance Dept.)	
健診日時 (Date of examination)	検査機関 (Examination institution)	検査項目 (Examination items)	検査結果 (Examination results)
自覚症状 (Subjective symptoms)	検査結果 (Objective findings)	検査結果 (Examination results)	検査結果 (Examination results)
運動能力 (Physical ability)	検査結果 (Examination results)	検査結果 (Examination results)	検査結果 (Examination results)
視力 (Vision)	検査結果 (Examination results)	検査結果 (Examination results)	検査結果 (Examination results)
聴力 (Hearing)	検査結果 (Examination results)	検査結果 (Examination results)	検査結果 (Examination results)

3 第十五表 (撮影年月日が2024年4月1日以降のもの)

項目	内容
検査項目 (Examination items)	検査結果 (Examination results)
検査結果 (Examination results)	検査結果 (Examination results)
検査結果 (Examination results)	検査結果 (Examination results)
検査結果 (Examination results)	検査結果 (Examination results)

4 第十六表

船員保険健康情報 (Ship Insurance Health Information)	
検査結果 (Examination results)	検査結果 (Examination results)
検査結果 (Examination results)	検査結果 (Examination results)
検査結果 (Examination results)	検査結果 (Examination results)
検査結果 (Examination results)	検査結果 (Examination results)

<提供先>

〒102-8016 東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング14階
全国健康保険協会船員保険部 船員保険管理グループ / TEL03-6862-3060 (土日祝を除く8:30～17:15)

特定保健指導

健診を受けたら…**特定保健指導**で自分の健康を見直そう！

健診が終わったら、特定保健指導で自身の生活習慣を見直すチャンス！

●特定保健指導とは？

40歳～74歳の被保険者・被扶養者の方のうち、健診結果や生活習慣の問診等から、メタボリックシンドロームのリスクがあると判定された方に対して無料でおこなうサポートです。

●対象になる方

腹囲：男性85cm以上 女性90cm以上 またはBMI25以上
さらに血圧・血糖・脂質のリスクが1つでもあれば特定保健指導の対象です。

●どんなサポートが受けられるの？

保健師などの健康に関する専門家から、ライフスタイルや体の状態に合った無理のないアドバイスを受けることができます。

STEP1

目標と行動計画の設定

■ 初回面談

ライフスタイルや体の状態に合わせた、生活習慣の改善に向けた取組について、具体的な行動計画を専門家と一緒に考えましょう。初回面談は、健診当日やオンラインでも実施可能です。

STEP2

3か月チャレンジ

■ 行動計画の実践

STEP1で考えた運動や食事、飲酒等の生活習慣を改善する取組を実践しましょう。3か月のチャレンジ中、保健師または管理栄養士が応援します。

STEP3

ゴール！

■ 目標達成度のチェック

腹囲や体重の減少など、目標を達成できたか確認します。チャレンジ終了後の取組のアドバイスを専門家から受けられます。

★予約方法

健診機関で受ける場合→健診機関に直接電話して予約してください。

RIZAP株式会社のオンライン保健指導を受ける場合

→船員保険情報センターに申込書を郵送またはインターネットから予約してください。



インターネットからのお申込み・その他詳細は下記までお問い合わせください。

船員保険情報センター 〒105-0023 東京都港区芝浦1丁目11-4

TEL：03-6722-0448（土日祝除く9：00～17：00）



船員保険の給付金

●職務外で病気やけがなどをしたとき

給付の種類	こんなとき	給付額
療養費	医療費や治療用装具を 全額自己負担したとき	かかった費用の7割 (小学校入学前の方、70歳以上で所得区分が一般の方・低所得の方は8割)
傷病手当金	病気やけがの 療養のため仕事を休み、 給与が受けられないとき	1日当たりの支給額 = (支給開始日以前の連続した12か月間の標準報酬月額を平均した額) ÷ 30日 × (2/3)
出産手当金	出産のため仕事を休み、 給与が受けられないとき	
出産育児一時金	出産したとき	令和5年4月1日以降の出産 → 1児につき500,000円 令和5年3月31日以前の出産 → 1児につき420,000円 妊娠22週未満または産科医療補償制度未加入の医療機関等で出産した場合 令和5年4月1日以降の出産 → 488,000円 令和5年3月31日以前の出産 → 408,000円
葬祭料		被保険者・被扶養者ともに50,000円
葬祭料付加金	亡くなったとき	被保険者が死亡した場合※ 被保険者が死亡したときの標準報酬月額の2か月分 - 50,000円 被扶養者が死亡した場合 被扶養者が死亡したときの被保険者の標準報酬月額の1.4か月分 - 50,000円 ※亡くなられた被保険者により生計を維持されていた方がいない場合には、実際に葬祭をされた方に対して標準報酬月額2か月分の範囲内で葬祭に要した費用に相当する額
下船後の療養補償	乗船中にはじめて病気や けがをしたとき	下船日から3か月目の末日までは、保険診療分の自己負担なし ※ただし、以下の場合は療養補償の対象外です。 ①仕事が原因で発生した病気やケガ ②乗船前から医療機関で治療を行っている病気やケガ ③虫歯や歯周病(※1年以上操業・航海している船舶(遠洋マグロ漁船等)に乗る長期乗船者は除く) ★給付の対象と認められなかった場合は、本来の自己負担相当額を返納していただくことになりますのでご了承ください。

給付の種類	こんなとき	給付額																						
高額療養費	医療費の支払いが高額になったとき	自己負担額を超えた分が払い戻されます。 <70歳未満の同一月内の自己負担限度額>																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>被保険者の所得区分</th> <th>自己負担限度額計算式</th> <th>多数該当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア (標準報酬月額 83万円以上)</td> <td>252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%</td> <td>140,100円</td> </tr> <tr> <td>イ (標準報酬月額 53万~79万円)</td> <td>167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%</td> <td>93,000円</td> </tr> <tr> <td>ウ (標準報酬月額 28万~50万円)</td> <td>80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>エ (標準報酬月額 26万円以下)</td> <td>57,600円</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>オ (低所得者 (被保険者が市区町村民税の非課税者))</td> <td>35,400円</td> <td>24,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 総医療費とは保険適用される診療費用の総額(10割)です。 ※2 診療を受けた月以前の1年間に、3か月以上の高額療養費の支給を受けた(限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合も含む)場合には、4か月目から「多数該当」となり、自己負担限度額がさらに軽減されます。 ※3 「区分ア」または「区分イ」に該当する場合、市区町村民税が非課税であっても、自己負担限度額は標準報酬月額での「区分ア」または「区分イ」の該当になります。</p>	被保険者の所得区分	自己負担限度額計算式	多数該当	ア (標準報酬月額 83万円以上)	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円	イ (標準報酬月額 53万~79万円)	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円	ウ (標準報酬月額 28万~50万円)	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円	エ (標準報酬月額 26万円以下)	57,600円	44,400円	オ (低所得者 (被保険者が市区町村民税の非課税者))	35,400円	24,600円				
被保険者の所得区分	自己負担限度額計算式	多数該当																						
ア (標準報酬月額 83万円以上)	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円																						
イ (標準報酬月額 53万~79万円)	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円																						
ウ (標準報酬月額 28万~50万円)	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円																						
エ (標準報酬月額 26万円以下)	57,600円	44,400円																						
オ (低所得者 (被保険者が市区町村民税の非課税者))	35,400円	24,600円																						
		<70歳以上の同一月内の自己負担限度額>																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被保険者の所得区分</th> <th colspan="2">自己負担限度額計算式</th> </tr> <tr> <th>個人単位(外来のみ)</th> <th>世帯単位(外来+入院)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現役並み所得者Ⅲ^{※1} (標準報酬月額83万円以上)</td> <td>252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% 【多数該当 140,100円】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現役並み所得者Ⅱ^{※1} (標準報酬月額53万~79万円)</td> <td>167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% 【多数該当 93,000円】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現役並み所得者Ⅰ^{※1} (標準報酬月額28万~50万円)</td> <td>80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 【多数該当 44,400円】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般 (現役並み所得者・低所得者以外)</td> <td>18,000円 (年間上限 144,000円)</td> <td>57,600円 【多数該当 44,400円】</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅱ^{※2}</td> <td rowspan="2">8,000円</td> <td>24,600円</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅰ^{※3}</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 現役並み所得者に該当する場合は、市区町村民税が非課税であっても現役並み所得者となります。 ※2 被保険者が市区町村民税の非課税者等である場合 ※3 被保険者と扶養家族すべての収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がない場合</p>	被保険者の所得区分	自己負担限度額計算式		個人単位(外来のみ)	世帯単位(外来+入院)	現役並み所得者Ⅲ ^{※1} (標準報酬月額83万円以上)	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% 【多数該当 140,100円】		現役並み所得者Ⅱ ^{※1} (標準報酬月額53万~79万円)	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% 【多数該当 93,000円】		現役並み所得者Ⅰ ^{※1} (標準報酬月額28万~50万円)	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 【多数該当 44,400円】		一般 (現役並み所得者・低所得者以外)	18,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 【多数該当 44,400円】	低所得者Ⅱ ^{※2}	8,000円	24,600円	低所得者Ⅰ ^{※3}	15,000円
被保険者の所得区分	自己負担限度額計算式																							
	個人単位(外来のみ)	世帯単位(外来+入院)																						
現役並み所得者Ⅲ ^{※1} (標準報酬月額83万円以上)	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% 【多数該当 140,100円】																							
現役並み所得者Ⅱ ^{※1} (標準報酬月額53万~79万円)	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% 【多数該当 93,000円】																							
現役並み所得者Ⅰ ^{※1} (標準報酬月額28万~50万円)	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 【多数該当 44,400円】																							
一般 (現役並み所得者・低所得者以外)	18,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 【多数該当 44,400円】																						
低所得者Ⅱ ^{※2}	8,000円	24,600円																						
低所得者Ⅰ ^{※3}		15,000円																						

マイナンバーカードを保険証として利用すると窓口でのお支払いが自己負担限度額までに抑えられます。

※医療機関への情報提供に同意が必要です。

詳しくはこちら
(厚生労働省ホームページ)



● 職務上で病気やけがなどをしたとき

給付の種類	こんなとき	給付額
休業手当金	職務上の事由による病気やけがの療養のために仕事を休み、給与が受けられないとき	① 休業1日目から3日目(労災保険給付の待期間)… 標準報酬日額の全額 ② 休業4日目から4か月以内… 標準報酬日額の4割から労災保険法の休業特別支給金の額を引いた額 ③ 療養開始1年6か月経過後で、船員保険の標準報酬日額が労災保険法で定める最高限度額を上回る場合(労災保険法の給付基礎日額が最高限度額を超える場合に限る) …標準報酬日額から労災保険法に定める額を引いた額の6割
休業特別支給金	労災保険から休業(補償)給付を受け、その給付基礎日額が一定の水準を下回るとき	休業期間によって支給額が変動します。 詳しくはこちら→ (船員保険部ホームページ)
行方不明手当金	乗船中、職務上の事由により行方不明になり1か月以上経過したとき	1日につき、標準報酬日額相当額 (行方不明となった日の翌日から3か月を限度)



退職後の医療保険の加入について

退職により船員保険の資格を喪失した場合、新たな医療保険の選択肢として以下の3種類があります。

①国民健康保険

②船員保険の疾病任意継続

③ご家族の被扶養者



お住まいの市区町村役場にお問い合わせください。



以下をご確認ください。



ご家族のお勤め先にお問い合わせください。

手続き先	全国健康保険協会 船員保険部
加入条件	①退職日までに、 継続して2カ月以上 の被保険者期間があること。 ②退職日の翌日（資格喪失日）から 20日以内 に資格取得申出書が船員保険部に届くよう申請すること。
保険料	全額個人負担となり、退職前の保険料月額約2倍が目安となります（保険料月額には上限があります）。 ※疾病任意継続の保険料のお支払いについて、納付書に記載された納付期限までに保険料を納付できなかった場合、資格が喪失します。ご注意ください。

【扶養認定の際の添付書類について】

- 満16歳以上の方を扶養に入れる場合→収入を確認できる書類（学生であっても必要です）
 - 被保険者と別居している場合→仕送りが確認できる書類（学生の場合は不要です）
 - 疾病任意継続に加入の際に初めて扶養に入れる方がいる場合 → 被保険者との続柄が確認できる書類の原本
- ※ 在職時に被扶養者だった方が引き続き疾病任意継続に加入される場合は不要

疾病任意継続の手続等の詳細や、保険料、その他注意事項については、ホームページをご確認ください。

詳しくはこちら→



⚠ 船舶所有者の皆さまへ

退職後、保険証は必ずご返却ください

保険証が使用できるのは退職日までです。「被保険者資格喪失届」には、必ず保険証を添付して管轄の年金事務所にご提出ください。

※電子申請をされている場合は、到達番号のわかるものを添付して速やかに郵送をお願いします。

※保険証回収の際、70歳～74歳の方については、高齢受給者証の回収も併せてお願いします。退職日の翌日以降に誤って保険証を使ってしまうと、**医療費（総医療費の7割～8割）をお返しいただく**ことになります。保険証の適正な使用にご協力ください。

令和6年12月2日以降、新規に保険証の発行はされません。
よりよい医療を受けていただくため、マイナ保険証のご利用をおすすめします。

ご家族分も併せてご返却ください。



保険証は2024年12月2日に廃止

マイナ
保険証
始まっています!

医療機関の受診は マイナ保険証で



※マイナ保険証…マイナンバーカードに保険証利用の登録をしたもの

今から使おう!マイナ保険証 なにが変わったの?

メリット
1

医療情報の共有化で質のよい医療が受けられます!!

マイナ保険証を使って受診すると、初めての医療機関でも特定健診や薬剤・診療情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。
(本人が同意した場合のみ)



医師の声

Q オンライン資格確認を導入して、どのようなメリットを感じていますか?

A 多くの情報をもとに、より正確な診断、適切な治療(処方)が可能となります

他院で鎮痛剤を処方されている患者さんに当院でも同種の薬剤を処方してしまったら、健康被害につながっていたかもしれません。事前に薬剤・診療情報を閲覧していたため、重複処方を避けることができました。



メリット
2

手続きなしで高額な窓口負担が不要に!!

マイナ保険証で受診すると、限度額適用認定証がなくても、本人が同意すれば高額療養費制度に基づき限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。保険者への手続きは必要ありません。



患者の声

Q オンライン資格確認を利用して、どのようなメリットを感じていますか?

A 申請しなくても窓口での支払いが減額されました

急に入院することになり、保険者に限度額適用認定証を申請しようとしたら、1週間かかると言われました。マイナ保険証を利用すると、認定証がなくても窓口負担が減額され、助かりました。



マイナ保険証のメリットの詳細は、右の二次元バーコードからご確認ください。
厚生労働省作成動画 ▶ 【何が便利になるの?メリット編】

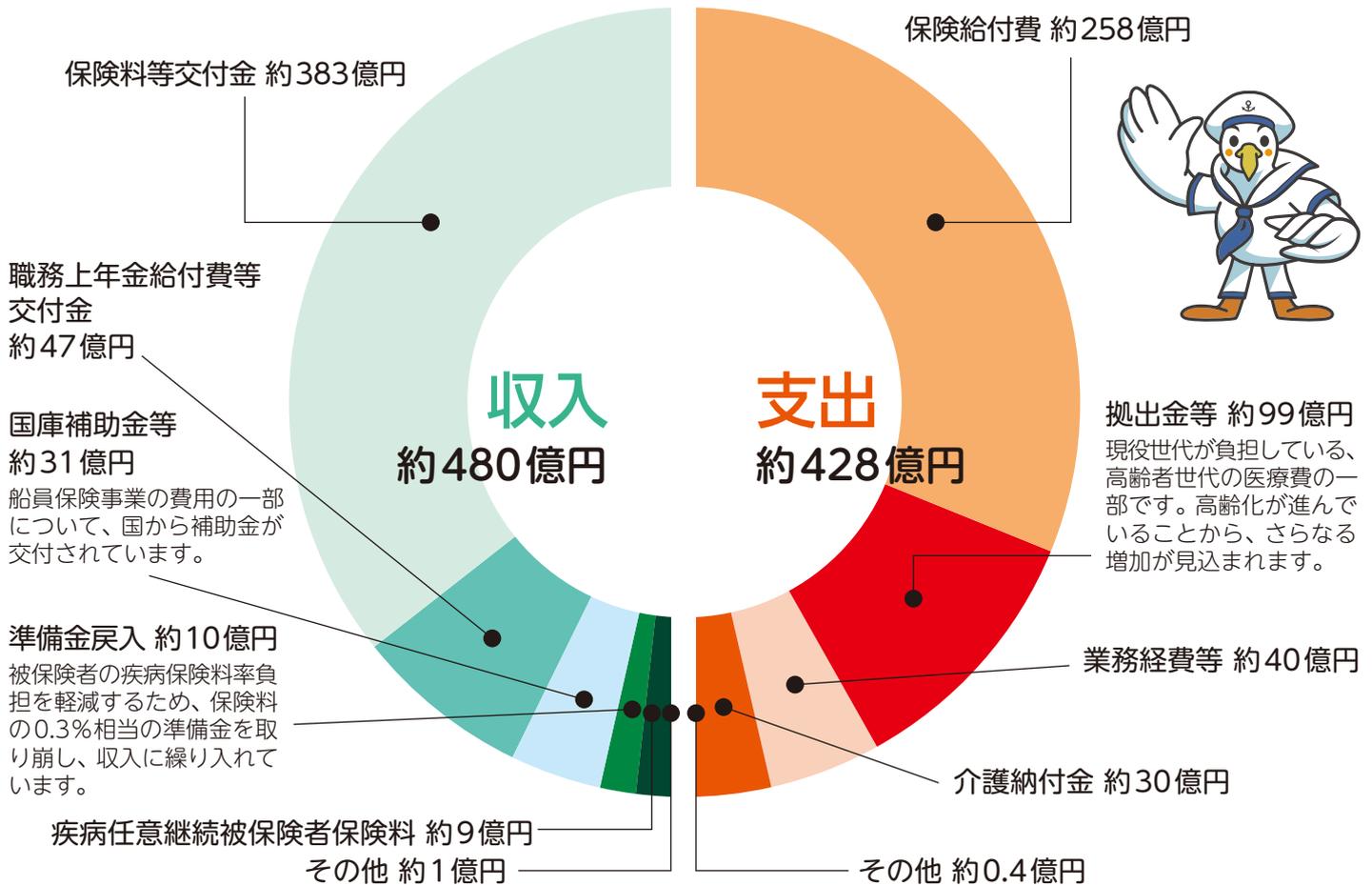


令和5年度の決算について

収入の面では、賃金（平均標準報酬月額[※]）が増加し、令和5年度の保険料収入が令和4年度に比べて増加したこと等により約480億円となりました。一方、支出の面では、令和5年度の後期高齢者支援金が令和4年度に比べて増加したこと等により約428億円となりました。この結果、収支差（黒字）については、約53億円となりました。

船員保険の財政は安定していますが、今後、中長期的には後期高齢者支援金の増加等が見込まれ、協会は、慎重な財政運営を行いながら、医療費の抑制を図るための取組を推進していく必要があります。

[※]標準報酬月額とは、船員保険の被保険者が受ける賃金を一定の幅で区分したものです。この標準報酬月額をもとに、保険料の額や保険給付の額が計算されます。

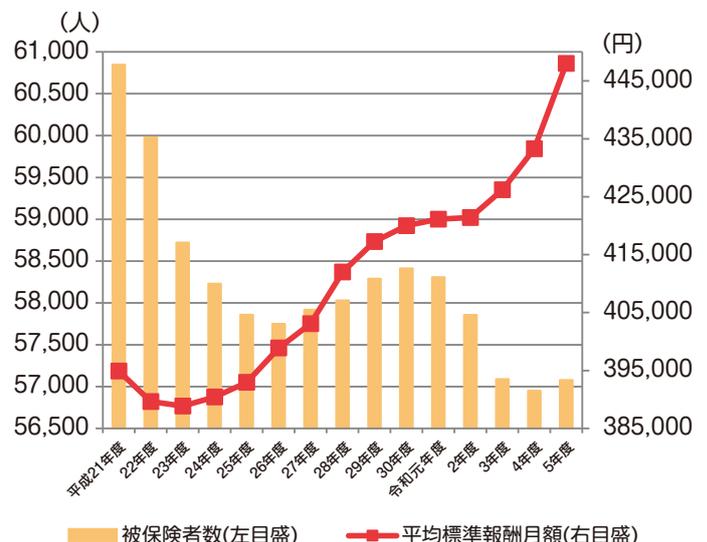


令和5年度決算の詳細についてはこちら
(第64回船員保険協議会資料)



船員保険被保険者の状況

- 令和5年度末の被保険者数は57,080人でした。令和4年度末から128人の増加となりました。
- 令和5年度の被保険者一人あたりの平均標準報酬月額は447,998円でした。平成24年度から12年連続の増加となりました。



令和5年度の船員保険の事業について

○サービス向上のための取り組み

錨 正確かつ迅速な業務の実施

傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、葬祭料（費）の申請書受付から振り込みまでの期間を10営業日以内、保険証の発行については船員保険部に必要な情報が届いてから3営業日以内の送付を目標とし、正確かつ迅速なサービスの提供に努めています。

○保養事業の利用促進

錨 旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業

旅行代理店や、全国の保養施設等と提携し、船員保険加入者様にお得にご利用いただける保養事業を提供しております。日頃の疲れを癒し、お得にリフレッシュできますので、ぜひご利用ください。



○健康づくりを支援するための取り組み

錨 船員の健康の状況

船員保険被保険者の年齢構成は、他の医療保険者と比べて60歳以上の割合が高いという特徴があり、メタボリックシンドローム該当者の割合が高くなっています（図1）。

また、喫煙率についても他の医療保険者と比較して高い傾向がありました。喫煙は様々な疾病の原因と関連性が高いことから、喫煙率の減少は船員保険の重要な課題の一つと言えます。

錨 健康づくりに対する支援

船員保険部では、健康づくりに取り組む船舶所有者に対し、「船員の健康づくり宣言」として各社の健康課題に合わせた支援を行っています。令和2年9月から開始し、令和5年度末時点で、エントリー数は245社に増加しました（図2）。

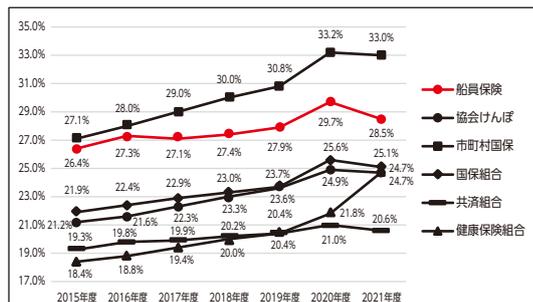
今後とも、エントリーしていただいた船舶所有者様への継続的な支援に加え、サポート内容の充実に尽力していきます。

錨 加入者に対する支援

船員保険加入者は喫煙率が高いことから、「喫煙対策」を重点事項として掲げ、スマートフォンを活用したオンラインによる禁煙プログラムを実施しています。

また、船員保険被保険者は他の健康保険の加入者の平均と比較して、歯科受診率が低いこと、虫歯や歯周疾患の重症化率が高いこと、咀嚼状況がよくない傾向があることがわかりました（図3）。そのため、令和6年度は被保険者が自分の歯の健康状態を把握できる「船員デンタルケアキット」の提供や、「船員の健康づくり宣言」の新規支援メニューに「歯の健康に関する出前健康講座」を追加し、被保険者の歯の健康づくりを推進していきます。

各医療保険者における特定健診受診者（男性）のメタボリックシンドローム該当者の割合（図1）



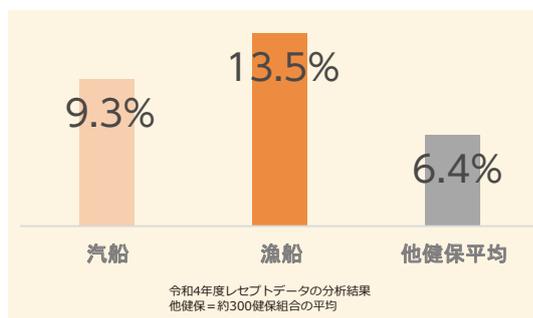
＜出典＞2021年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況（厚生労働省ホームページ）

エントリー船舶所有者数の推移（図2）



「重度虫歯」の人の割合※（図3）

※虫歯（う蝕）で歯科受診している人のうち「重度虫歯」の人の割合



1万人以上のサポート実績あり*1
参加者の約6割が禁煙成功! *2

完全
オンラインで
簡単*3

通常54,000円のところ、
船員保険にご加入の方は

¥0 自己負担は無し
無料!! *4

卒煙カウンセラーがサポート! アプリで手軽に始める禁煙プログラム

📱 オンライン禁煙プログラム参加者募集中



＼ スマホでカンタン! ／

今年こそという方は
6か月の集中プログラム

気軽に始めたい方は
3か月の短期プログラム



① アプリをダウンロード

App StoreまたはGoogle Playストアで「ascure卒煙」と検索、もしくは二次元コードからアプリをダウンロードしてください



② ユーザー登録

6か月 6か月集中プログラムをご希望の方は
こちらのコードを入力

招待コード: 146001

3か月 短期の3か月プログラムをご希望の方は
こちらのコードを入力

招待コード: 988563

③ アプリ内で面談予約

アプリで初回面談の予約をしていただきましたら、
指導員から面談方法についてご連絡差し上げます

*1 2023年3月末までのascure卒煙の全参加者数 *2 2020~2023年度の参加者のうち、最終面談まで完了された62%が禁煙に成功しています。(2023年3月31日時点)

*3 スマートフォンアプリを利用できる方が参加条件となります。動作環境については、アプリダウンロード上の画面で要件をご確認ください。*PC/タブレットはご利用できません。 *4 通信料は自己負担です。